

委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のもの適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下

となった場合は、評価は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評価の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

（1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(オンライン電子納品)

第11条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第12条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用す

ることとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

（1）業務概要

本業務は、令和3年6月に策定した「徳島県新広域道路交通ビジョン」及び「徳島県新広域道路交通計画」や、令和5年9月に策定した「第2次徳島県自転車活用推進計画」を踏まえ、徳島県の道路行政を推進するために必要となる道路関連の計画を検討するものである。

（2）業務内容

①打合せ等

本業務の打ち合わせは、業務着手時、中間打合せ2回、成果物納入時の計4回行う。

②計画準備

業務の目的・主旨を理解したうえで、本仕様書に示す業務内容を把握し、業務方針の立案、業務計画書を作成する。

③関連計画資料・データ収集整理

各計画の検討に必要な関連計画の資料やデータを収集整理する。

④自転車活用推進計画に基づく具体策の検討

県民及び民間事業者、行政が一体となって自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次徳島県自転車活用推進計画」に基づき、サイクリング環境の充実に図るための具体策を検討する。

④-1 鳴門周遊ルート近隣の自転車交通量や交通特性の分析

大鳴門橋自転車道の開通による自転車交通量の変化を把握するため、令和8年1月に策定された「自転車ネットワーク検討におけるデータ活用の手引き Ver1.0」を参考に、自転車プローブデータ等を活用し、鳴門周遊ルート近隣の現状の自転車交通量や特性について試行的に分析を実施する。

④-2 鳴門公園線における自転車走行環境整備の検討

鳴門公園線の犬毛海岸沿いにおいて、海岸の砂の堆積を考慮し、反対車線のみで自転車を通行させる方法を検討し、工事発注に必要な設計図面及び数量計算書の作成を行う。

⑤渋滞・交通安全対策の検討

⑤ー 1 ETC2.0 のプローブデータ等を活用した渋滞・交通安全対策の検討

小松島 IC～小松島南 IC 間の開通を見据えた渋滞対策の検討

業務履行時点における最新の将来ODをベースとして、開通時の将来交通需要予測を実施し、近隣の渋滞発生の恐れがある箇所について、渋滞緩和に資する具体策の検討（2箇所を想定）を行う。

⑤ー 2 徳島津田インター線における渋滞対策の検討

現状、徳島南部自動車道は徳島津田 IC を端末とする暫定供用となっており、同 IC から徳島環状線にかけて混雑が発生していることから、徳島南部自動車道の全線開通後においても、当該区間で引き続き混雑が発生するか否かを分析し、必要となる対策の検討および概略設計を行う。

⑥協議会・検討委員会の関連資料作成

「徳島県自転車活用検討委員会」、「大鳴門橋自転車道検討部会」において、自転車活用推進に係る施策の議論、サイクリングコースの活用、自転車走行環境整備の方法の決定に構成員による合意が望ましいことから、同検討委員会のための協議資料や議事録などの作成、会場設営を支援する。（委員会・部会それぞれ1回、計2回の開催を想定）

⑦報告書作成

業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。